

2020年度 児童養護施設湯出光明童園事業計画

1 事業目的・経営方針

(1)基本理念

- 児童憲章 ○すべての児童は人として尊ばれる
○すべての児童は社会の一員として重んぜられる。
○すべての児童は良い環境の中で育てられる。

『いつくしみ（慈愛）をたたえた まなざしをもとう（眼施）』

児童憲章を根本理念として、基本的人権の尊重のもと、子どもが心身ともに健全に発達し、自立した社会人として生活出来るように、子どもの最善の利益のために必要な支援を行う。

(2)基本方針

- ・人権を尊重し個性を大切にする。
- ・安心安全な生活の場の提供。
- ・人との関りや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる。

基本的生活 1日1日の積み重なる生活を確立し、子どもが安全に安心して暮らすことのできる環境づくりと、年齢に応じ兄弟、友人、学校、地域の人々など様々な人間関係を育みながら、子どもの意思を尊重し生きる力を養っていくための生活支援、自立支援を行っていく。また、心身の療育を目標に、「強く明るく生きぬき、常にわが身を省み、互いにうやまい助け合い感謝の生活」を信条に、職員と子どもが一体となつての生活家庭を目指す。

(3)スローガン

「子どもの笑顔のための大人の笑顔！」～子どもの心に残るのは大人の優しい眼差し～

職員が身近な大人として子どもを愛し見つめていくことで、子ども自身が自分を大切に思える子になっていく。子ども達にとって家庭にかわる安心・安全な場となり、職員、子どもたちにとっての大きな家族を目指す。

(4)開かれた施設づくり

湯出光明童園は、清い空気の湯の鶴温泉郷の高台にあって温泉を有しており、児童の養育に最適な環境にある。その地域の中にあつて、常日頃各家庭と同じ立場の一家庭として学校、PTA 関係、そして地域のあらゆる活動に積極的に参加活動し、常に児童・職員共に地域との交流を語るように心がけ、特に小中学校とは常に連絡を密に協力し合い、又、お世話になっている地域（各種団体を含め）との交流を深め理解を得て、隔たりを無くすように努めていきたい。内に在っては、小規模ホーム及地域内の一戸建ての家において、家庭的な生活をするなかで子どもの自立訓練を行い、家庭復帰や社会での自立後に支障を来さないよう心掛けていきたい。すべての処遇は自立へ向ってであること、そのためには施設・職員一体となり、子どもたちが安心して生活出来るよう支援し、開かれた施設づくりと子どもの自立支援・援助の実践を行っていく。

2 組織体制

(1)入所者定員

児童数 定員 : 50名 (本体施設 38名 地域小規模児童養護施設 12名)

【児童構成 (4月初日予定)】

	未満児	年少児	小学生	中学生	高校生	合計
男	0	4	14	8	2	28
女	0	3	9	5	2	19
合計	0	7	23	13	4	47

(2)小規模分散化の推進

今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」の中で、児童養護施設はケアニーズが高い子どもを受け入れる「高機能化」が求められ、専門性を高めていくことが期待されている。小規模かつ地域分散化された施設は、高機能化にあたっての原則となる。

①小規模グループケアの実施に向けて、人材確保に取り組む。

②人材育成、人材確保については、“第4章(2)人材育成 (3)人材確保”で後述。

(3)職員構成

年少児 3 : 1 就学児 4 : 1

園長	1	栄養士	1
児童指導員・保育士	20	事務員	2
個別対応職員	1	調理員等	4
家庭支援専門相談員	1	嘱託医	1
里親支援専門相談員	1	宿直専門員	4
心理療法担当職員	2	非常勤職員	4
看護師	1	合計	43

(4)児童指導員・保育士の職員配置

	名称	定員	性別	保育士・児童指導員
本園	宙ホーム	7~8名	男	3名
	望ホーム	7~8名	男	3名
	虹ホーム	7~8名	女	2名
	心ホーム	7~8名	女	3名
	夢ホーム	7~8名	女	3名
地域小規模児童養護施設	明日家ホーム	6名	男	3名
	親和ホーム	6名	男	3名
	計	50名		20名

(5)家庭支援専門相談員

2020年8月に育児休業から復帰する職員を、児童指導員から家庭支援専門相談員に職種を変更し、家庭支援専門相談員を2名体制とする。これにより、きめ細かい家庭や児童相談所との連絡・調整を行う。

(6)多機能化に向けての取り組み

今後の社会的養護の在り方が「新しい社会的養育ビジョン」において示される中、児童養護施設の多機能化が提言されており、施設の規模や地域の福祉資源との組み合わせによる新たな機能・役割が期待されている。

①地域の子育てに関するニーズを把握し、子育て支援のために放課後児童預かり等を行う。

(7)諸規程

2020.4.1 付変更：管理規程、就業規程、非常勤職員就業規程、給与規程別表、旅費規程
関係法令の改正や社会情勢にあわせて、随時変更を行っていく。

3 児童処遇

【I】養護

目的 子ども・職員が家庭的な生活をイメージできる経験を積む機会を設ける。また様々な行事や生と性の学習を通し、より豊かな社会性や努力することの尊さを養うとともに、自尊感情や自己肯定感の向上を図る。

①食育

別紙 1

年齢や個々の状態に即した食事の提供とホーム調理を通して、自立に向けた支援や個々に応じた食育を行う。

②健康管理

別紙 2

日々の身体活動を通しての体力向上による健康増進を図り、定期的な身体測定と各種の予防接種、生活の中での手洗い・うがいを通して子ども自身が健康管理意識を持ち、健全と言える健康感の育成を図る。また、根拠に基づいたケアを受けた子どもが自らを適切にケアができるよう支援する。

③行事

別紙 3

レクリエーション等の園内活動を通じて子ども間での協力や協調性を学べる機会となるよう図る。園外行事では公共交通機関を利用するなど、退園後の自立を想定した経験が出来るような計画をたてるとともに、より家庭的な雰囲気の中で行えるよう子どもたちの意見を取り入れながら、ホームごとなどの小グループの行事を実施する。

④性(生)教育

別紙 4

相手を尊重し、思いやる心やモラル、良識に基づいた性(生)行動をとれるように意識を高め、共生していけるような環境と、心作りを図る。

⑤情操教育

子どもたちが芸術・文化に触れられる機会を積極的に活用する。

⑥家庭支援

児童の早期家庭復帰や家族再統合を目指し、児童相談所や関係機関との連携を密に図りつつ、全家庭への家庭訪問などにおいて家族との関係性を築いていく。

⑦パーマネンシー保障の取り組み

ホーム編成は直接処遇職員からの意見等も加味し、大人と子どもの関係が大きく変更されないホーム編成を図りつつ、現状に即したフォローが出来るよう職員の意識作りを図る。

⑧処遇困難事例研究

別紙 5-1

被虐待児をはじめとするケアニーズの高い児童の入所に伴い、児童の日常生活支援におけるソーシャルワーク機能がますます求められており、九州ルーテル学院大学永野典詞教授を助言者に招いて、定期的なケース検討会を行う。

【Ⅱ】自立のための援助

目的 社会体験事業や様々な実習等を実施し、自らの将来に目を向け、速やかに自立・自律に向けた意識を養っていく。

①自立支援

別紙 5-1,3

行事等での公共交通機関や公共の場の利用を通じて社会生活に必要なスキルの獲得と、日常生活において調理実習や買い物学習など自立に向けた学びの機会を設ける。また退所後の社会資源の情報提供等のため CAP、ブリッジフォースマイル巣立ちのプロジェクト等の研修に参加する。

②リービングケア

家庭復帰および卒園を控えた児童に対し、社会生活で必要とされるスキルを身につける練習を含め、自立に向けた生活体験を積めるように図る。地域小規模児童養護施設・親和ホームに設置している多目的ルームも活用する。

【Ⅲ】アフターケア

目的 当園では退所した児童に対して「日常的な生活支援」「生活問題への対応・解決」「精神的な支え」「親子関係の再調整」「自分史の再構築」などの包括的な支援を行い、退所後も安心して施設を頼ることができるようにする。

①アフターケア

県外に就職した児童には、ブリッジフォースマイルをはじめとする関係機関とのネットワーク強化による生活の不安軽減や離職の防止に努める。また、家庭復帰した児童については、定期的な電話連絡や家庭訪問等での継続的支援を行う。

4 職員処遇

目的 虐待や神経発達系等、児童に関する社会問題の多様化に伴い、入所児童の多様化・問題行動の増加が進み、児童処遇における職員の知識・技術の向上が求められている。また雇用管理上、人材確保や職場定着に焦点を当てた取り組みや職員の健康障害の防止・健康の保持増進に関する対応が求められている。そこで、研修の充実化を図ることで職員自らがスキルアップの必要性を感じ、自己研鑽を望む風土をつくるとともに、魅力ある職場づくりを進め、職員の仕事に対する意欲の向上を図る。

① 人材育成

別紙 5 -1,2,3

専門領域や養育に関する園内研修や県内外の施設見学等の自主研修を企画実施し、さらに関連機関主催の各種研修会の情報の提供と参加を促すことで、学ぶ環境の整備、職員の処遇に対する意識・技術の向上を指す。また、新入職者、中途採用者、非常勤職員向けの研修を行い業務の効率化を目指す。

②人材確保

慢性的な人材不足を解消するために、実習受入れの充実化、新卒者採用試験の複数回実施、求人票の改善、有料就職活動サイトの利用の検討を行う。

- ・社会福祉士実習生を受け入れるために、社会福祉士資格希望者実習受入担当者の設置。
- ・6～7月と、10～11月の2期に、新卒者採用試験を実施する。
- ・求人票の改善。

③委員会活動

全職員がそれぞれの委員会に所属し、各委員会が子どもたちから出された意見や要望に対して速やかに対応が出来るように主体性をもって取り組んでいく。

④福利厚生

資格取得助成金の創設。

職員が職務上必要と認められる資格取得のための受験に要する費用及び資格取得にあたり義務付けられている研修等に要する費用の一部を助成することにより、職員の職務遂行能力の向上と、自己啓発への取り組みを支援する。資格を取得するための受験費用、研修受講費用それぞれに2分の1を乗じて得た額とする。ただし、一人年1回、あわせて年間10万円を限度とする。

⑤高機能化に向けての取り組み

児童の早期家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育に取り組むため、職員1人1人が資質の向上を図る。

5 権利擁護

目的 平成23年の児童福祉法改正により、「被措置児童等虐待の防止」が明文化され、その徹底を図る。

①権利擁護及び苦情解決体制

人権に関わる園内研修を企画実施、関連機関主催の研修への参加により職員の意識の向上を行う。また、第三者評価の受審を行い、『児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト』の「施設版チェックリスト」年1回、「職員版チェックリスト」年3回の実施をする。また施設・ホーム内に設置された意見箱や全体会にて子どもたちから出された事案に対して、子どもたちの最善の利益を念頭に対応に努めるとともに、その過程で職員の倫理観や人権感覚を深め、処遇の向上を図る。

②ホーム会議・全体会

毎週1回、ホームでの子どもたちの意見を吸い上げる場を作り、子どもたちから出された要望や困りごと等をその後に行われる全体会で共有を図り、速やかに職員で共有し、対応検討、返答をしていく。

③ CAP

別紙5-1,3

子ども向け・職員向けのプログラム研修を行い人権に対する共通理解と意識の向上を図る。

④暴力防止

子ども向け暴力防止プログラムの実施により子どもの人権意識を高め暴力防止を図る。職員向けの暴力防止に関わるワークや研修への参加、チェックリストの実施を行い職員の意識向上・共通理解と被措置児童虐待防止の徹底を図る。

6 危機管理

目的 管理規定に定めている事故防止規定徹底を図り、子どもの安心・安全を守るため、より一層の体制強化と危機管理の徹底を図る。

①防災

別紙6

毎月実施する避難訓練を通して、災害や火災に対する意識の向上を子ども、職員に図り、予防に努める。また、防火・防災に対する設備の充実・補強を図るために非常食の備蓄数を増やす。

②防犯

防犯用さす股の未設置である地域小規模児童養護施設2ホームへ設置し、防犯訓練の計画・実施し、防犯意識の高揚と強化を図る。

③救急救命

定期的な救急救命講習会（消防本部主催）への参加と園内講習会の実施。

④絵衛生管理

別紙2

食中毒や感染症の研修を行う。医療分野との連携を意識し、衛生的な環境への意識を高めていく。

⑤ インシデント・アクシデント

別紙 7

インシデント・アクシデント事案について、日誌内の該当箇所（先頭と末尾）を@で囲むようにし、職員全体で危険箇所や状況の把握、基準等の意識が高まるよう図り、再発防止・発生後の対応については、職員会議での報告を継続しながら、再発防止策のチェック、強化を図る。

⑥ 湯出安心安全委員会

別紙 7

子どもへ安心・安全な生活環境を提供するために、湯出安心安全委員会を設置し、事案発生後の対応・再発防止・事故防止について外部有識者から意見をいただく場を年に4回設定する。

7 地域交流支援

目的 湯出光明童園を社会資源の一つとして認識していただき、一体となって地域の活性化へと繋がっていくよう、子ども、職員が積極的に地域交流に参加する。

① 地域交流・支援

ホームページ、広報誌「光輪」を充実させ、園の情報発信を継続していくと共に、子どもたちが通う小学校・中学校のPTAとしての活動も行いながら、児童養護施設の理解や取組みが広く浸透するような活動を模索していく。

- ・交流活動：旧湯出中学校周辺の清掃や地域における子どもの居場所の提供等
：地域交流バーベキューや当園での取組みについての説明会等
- ・子育て短期支援事業として、トワイライトステイ・ショートステイの受け入れを行う。
- ・水俣市からの委託を受けて、3歳6か月健康診査に心理療法担当職員が従事する。
- ・保育士養成校の非常勤講師として、家庭支援専門相談員が講義を行う。
- ・地域住民に施設行事の案内文をだし、双方負担のない交流方法を検討する。

② 里親支援

別紙 8

周知啓発活動を業務の主に置き、地域住民の制度理解向上と里親のリクルートを推進する。

8 施設整備

① 施設整備

随時必要な維持、管理、整備を実施するとともに、中長期計画にてあげられている建物の整備に向け、計画的な資金積み立て計画をたてる。

- ・各ホームの壁紙の張り替え、補修箇所の修繕
- ・専門業者による換気扇、吸気排気口清掃、鳥害対策

★年間生活目標

生まれた意義を考え 生きる喜びを知り 感謝の生活をしましょう

☆月別指導計画

4月	健康に留意し、多くの人と仲良くし、楽しく生活していきましょう
5月	助け合い協力し合い信じあうそんな生活をしていこう〈人の身になって考えよう〉
6月	何事も粗末にせず大切に〈統べての物にはそれぞれの使命がある。大切に生かしていこう〉
7月	考えよう今の我らにできること〈社会を明るくする運動月間〉
8月	夏休み規律無くさず生活を〈どんな生活が楽しい幸せな生活かみんなで話し合う〉
9月	健康な生活習慣努めよう〈健康増進普及月間〉
10月	やさしさと暖か言葉で語り合い大切なのは微笑み返し〈考え深いひととなろう〉
11月	何事も全力つくそう最後までまだまだ途中あきらめない〈最後までやり遂げよう〉
12月	この一念何があったか振り返り反省できるここを持とう〈反省は早く勇気をもって〉
1月	決意して目標決めて準備しよう〈新しい目標に向かって〉
2月	小さき子弱き人には手を差し伸べ進んでしようお手伝い〈お手伝いを喜んでしよう〉
3月	最後まで努力した人褒められる心の広い人になろう〈他人への思いやりのある生活〉

2020（令和2）年度 日課及び注意点遵守事項

毎日の生活			<p>☆土曜・祭日・学校休日の前日の消灯は22：00</p> <p>☆自主学習は（原則として）23時まで</p> <p>☆テスト前や自主学習は届け出て許可をもらう（原則として0時まで）</p> <p>☆土曜日の19：30は自主学習</p> <p>☆全体会議は日曜の夕食後に行う</p> <p>☆日曜・休日外出（部活等）の連絡はなるべく早く伝える</p> <p>☆外出の目的・時間ははっきりと届ける</p> <p>☆地域・学校等に迷惑を掛けない生活</p> <p>※らしい行いと、労いあい、人の心の痛み、物の痛みのおかる生活</p> <p>※みんなで助け合い、楽しい、温かみのある生活</p> <p>※火災を起こさない安心の生活</p> <p>※火器には最善の注意を払い、冷暖房器具、電気製品（ゲーム等）の不良器具は使用しない</p>
月曜～金曜	日課	学校休日	
6：30	起床	7：30	
	朝の集い（日）	7：55	
7：50	朝食	8：20	
8：25	中学生登校		
8：40	小学生登校		
9：00	幼児登園		
	学習（土）	9：30	
	ホーム会議	9：40	
	学習（日）	10：00	
	昼食	12：00	
16：30	入浴		
17：15	掃除		
17：45	夕食配膳		
18：00	夕食		
	全体会（日）	18：30	
18：30	入浴	18：45	
19：30	学習（平日）		
20：30	入浴		
21：30	消灯	22：00（土）	
22：00（金）		21：30（日）	